

ふるさとの誇れる宝『常陸国風土記』

風土記勅撰 1300年記念に

古代文化遺産を全国に発信！

問い合わせ 企画政策課(麻生庁舎)

〒311-3892 行方市麻生 1561-9

TEL 0299 (72) 0811 FAX 0299 (72) 2174



玉清井(井上地内)

行方市には、千三百年以前の姿を今に伝える地誌『常陸国風土記』に記された伝承地が数多く遺され、現在も市民の皆さんから大切に保護され古代の景観を伝えていきます。改めて身近な「風土記の世界」を訪ね郷土の歴史文化に親しみましょう。

風土記の世界

世界遺産の登録で沸く「富士山」にも勝るとも劣らない行方市の文化遺産に『常陸国風土記』があります。全国で今なおその内容が記述された写本等が残されているのは5つしかなく、東日本ではこの『常陸国風土記』のみです。そのほか兵庫県エリアに当たる『播磨国風土記』、島根県エリアで全文が残る『出雲国風土記』、大分県エリアの『豊後国風土記』、佐賀県及び長崎県を含むエリアの『肥前国風土記』があります。

風土記は、国の最高責任者である国司が郡郷の役人をおして古老らから聞き取った産物や地味などの地誌をまとめ天皇に収めたものです。『常陸国風土記』では、9つすべての郡の記述はありますが、省略部分が多くなっています。行方市の部分につきましては、「行方条」として記述され、現在の当市部分のほか潮来市や鉾田市の一部エリアを含めた内容が詳しく紹介されており、現在に続く地名伝承ともなっている古老の相伝旧聞は、当時の大和政権と当地方の関係を想定させ興味を抱かせます。

● 風土記の世界巡検

「常陸国風土記」行方条の世界を歩く

日時	8月31日(土) 9:00~18:00
場所	つくばインフォメーションセンター TXつくば駅隣
内容	かすみがうら市郷土資料館(特別展)・玉清井・国神神社・大生古墳群・大生神社・板来駅家・化蘇沼稲荷・夜刀神ほか ※詳細は参加者へ後日連絡
参加費等	3,300円(昼食・保険代込) ほか

方法については、次のとおりです。

今年度は風土記勅撰から千三百年を迎えることから、本市では記念事業の重点年度として関係団体との連携により様々な事業を企画実施しています。

6月からは親子を対象とした「なめりーミコト」と体験する風土記の世界を開催し、勾玉作り体験や古代の食事づくりなどにチャレンジするとともに、風土記の記念モノUMENTが設置してある伝承地を尋ねる旅を実施し、郷土の伝統文化や歴史を学びました。

7月6日(土)には茨城県観光物産協会や時の広告社等との連携により、風土記の世界を今に残す手賀地区の里山や行方郡衙跡、行方郡寺跡など古代遺跡の散策を楽しむ交流事業を実施しました。

今後開催を予定している事業については、シンポジウムとつくば発の風土記ツアーを予定しています。事業内容と申込方法については、次のとおりです。

「常陸国風土記」と古代官衙跡を巡る

日時	9月1日(日) 9:00~18:00
場所	つくばインフォメーションセンター TXつくば駅隣
内容	舟塚山古墳・茨城郡衙跡・常陸国府跡・三味塚古墳・霞ヶ浦ふれあいランド・夜刀神・井上長者館跡・大生古墳群・大生神社・春日神社ほか ※詳細は参加者へ後日連絡
参加費等	3,300円(昼食・保険代込) ほか

● 風土記勅撰 1300年記念事業シンポジウム

語り継ぐ『風土記』日本の地域文化と歴史的景観 1300年に刻む

日時	10月6日(日) 13:00~16:30 ※送迎バスを用意
場所	オークラフロンティアホテルつくば(つくば市吾妻)
内容	テーマ：語り継ぐ『風土記』日本の原風景 1300年に刻む 講話(日本の古代神話と文学・古代王権と播磨国風土記・常陸国風土記にみえる歴史的景観の復元 ほか) パネルディスカッション
主催・協賛	行方交流圏協議会・茨城県・潮来市・行方市・国学院大学伝統文化リサーチセンター・常陽史料館・行方市観光協会・兵庫県立考古博物館

申込方法

官製はがき・FAX・インターネット(なめがた日和 <http://namegata.mypl.net/>)を利用して、氏名・住所・連絡先(電話番号)および送迎バス乗車場所(麻生・北浦・玉造の各庁舎)を記入して、**8月23日(金)**までに企画政策課までお申し込みください。

茨城県知事選挙・行方市長選挙

【投票日】 9月8日(日) 午前7時～午後6時

選挙の日程

●茨城県知事選挙

告示日 平成25年8月22日(木)

●行方市長選挙

告示日 平成25年9月1日(日)

立候補受付

《日時》 平成25年9月1日(日)
午前8時30分～午後5時

《場所》 麻生保健センター
(麻生庁舎隣)

立候補予定者説明会

《日時》 平成25年8月8日(木)
午後2時～

《場所》 麻生保健センター
(麻生庁舎隣)

事前審査

《日時》 平成25年8月27日(火)
午前9時～正午

《場所》 麻生庁舎別棟B会議室

投票できる人

平成5年9月9日以前に生まれた日本国民で、平成25年6月1日までに行方市に転入の届出をし、引き続き居住している方

【転出・転入した場合の取り扱い】

茨城県知事選挙

県内の市町村へ転出された方は、現住

所の市町村長または行方市長が発行する住所証明書を添付の上投票できますが、県外へ転出した場合は、投票できません。

6月2日以降に県内の市町村から転入の届出をされた方は、住所証明書を添付の上、従前の市町村での投票となります。

行方市長選挙

投票日までに転出された方および6月2日以降に転入の届出をされた方は、投票できません。

投票所入場券

投票所の入場券をはがきで郵送します。1枚のはがきに6人までの入場券が印刷されますので、ご本人の分を切り離して指定の投票所に持参してください。届いていない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、その旨受付に申し出てください(本人を確認する書類を提示していただく場合があります)。

期日前投票

投票日に、仕事やレジャー、買い物、入院などで投票所に行くことができない方は、期日前投票または不在者投票ができます。入場券を持参してください(届いている場合)。

茨城県知事選挙

期間 平成25年8月23日(金)から9月7

日(土)までの午前8時30分から午後8時まで(ただし、5月21日から5月31日までに転入された方は期日前・不在者投票の期間は、8月31日から9月7日となります)

行方市長選挙

期間 平成25年9月2日(月)から9月7日(土)までの午前8時30分から午後8時まで

場所 行方市役所各庁舎

(麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第4会議室／玉造庁舎ロビー)

※選挙によって期間が異なりますので、ご注意ください。

不在者投票

市外に滞在中の方や施設等に在所して投票所に行けない方は、不在者投票が利用できます。また、郵便等投票証明書をお持ちの方は、郵便等により自宅で投票できる制度もあります。いずれの場合も郵送によるやり取りとなりますので日数を要します。お早めにお問い合わせください。

開票

日時 平成25年9月8日(日) 午後8時～

場所 行方市立北浦中学校体育館

臨時電話 0291(35)3866

選挙開票結果については、行方市のホームページ(<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>)とメールマガジンでもお知らせします。



メールマガジンの登録は、
バーコードリーダーから!



【問い合わせ】

行方市選挙管理委員会(総務課内:麻生庁舎)

TEL 0299-72-0811

行方市への定住を希望する方に 市有地を販売します

問・申 企画政策課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-2174

近年、少子化や若者の転出などによって、本市では毎年約 400 人もの人口が減少しています。このまま人口減少が進むと、社会活動や経済活動に大きな影響が出てくることから、このたび、定住支援策の一環として、行方市に定住を希望する方に粗毛地内の市有地を販売します。

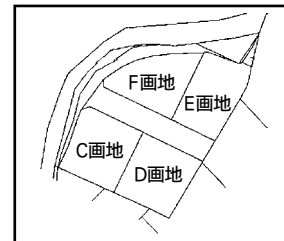
■ 販売を行う分譲地の概要

- ・区画数：4 区画
- ・容積率等：容積率 200%、建ぺい率 60%
- ・主要設備：公営上水道、公共下水道、電気（東京電力）、ガス（個別プロパン）
- ・周辺施設：JR 鹿島線「潮来駅」約 9.1km 麻生小学校 約 2.1km 麻生中学校 約 7.8km
スーパー「セイミヤ」車で約 9 分 なめがた地域総合病院 車で約 20 分



分譲地番号	所在	地目	面積	価格
分譲地C	麻生字丸塚 1351 番 25	宅地	258.74㎡（約 78.4 坪）	1,369,100 円
分譲地D	麻生字丸塚 1351 番 26	宅地	265.26㎡（約 80.3 坪）	1,146,500 円
分譲地E	麻生字丸塚 1351 番 27	宅地	254.03㎡（約 76.9 坪）	914,800 円
分譲地F	麻生字丸塚 1351 番 28	宅地	246.07㎡（約 74.5 坪）	936,500 円

※移住や子育てなどを支援するための価格設定となっているため、租税公課とは異なります。



■ 買受申込ができる主な資格

- ・世帯に年齢が満 20 歳以上 45 歳以下の夫婦が含まれていること。
- ・みずから居住する住宅を建築するために宅地を必要としていること。
- ・行方市外に居住しており、住宅建築後は分譲所在地に住民登録し、かつ、10 年以上登録すること。
- ・市税等に滞納がないこと。

※このほかにも資格や販売条件があります。詳細については、お手数でも企画政策課までお問い合わせ、または市公式ホームページをご覧ください。

■ 買受申込方法

- ・申込期間：8 月 20 日（火）から 9 月 30 日（月）まで
- ・受付時間：月曜日から金曜日（祝日は除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ・その他：申し込みは、原則として一世帯一区画です。同区画に 2 人以上の申し込みがあった場合は、公開抽選により決定します。

税金のお知らせ

今月の税金

市・県民税 第 2 期
国民健康保険税 第 2 期
納付期限（口座振替日）は
9 月 2 日です。

不動産公売を 10 月下旬に実施予定

市では、本年度も入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、10 月 29 日（火）に実施する予定で準備を進めています。

詳しい内容は、市報 9 月号・10 月号に掲載予定ですので、そちらをご覧ください。また、公売が近くなりましたら、市ホームページ上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご覧いただけます。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

新築や改築などを行う際にはご注意ください

都市建設課（玉造庁舎）
 鹿行県民センター建築指導課
 ☎ 0299（55）0111
 ☎ 0291（33）4113

建築物を建てる敷地が4m未満の道路に接する場合

建築物（建物・門・塀など）を建てる敷地は、日常の交通はもとより、災害時の避難・緊急車両の通行のため、幅員4m以上の道路に接していなければなりません。

ただし、都市計画区域に指定された時点よりも前に建築物が立ち並んでいる道路は、幅員が4m未満（ただし、1.8m以上は絶対必要）であっても、建築の際に幅員4mを確保できるように道路境界を敷地側に後退させれば、建築物を建てるができます。これを『セットバック』といいます。

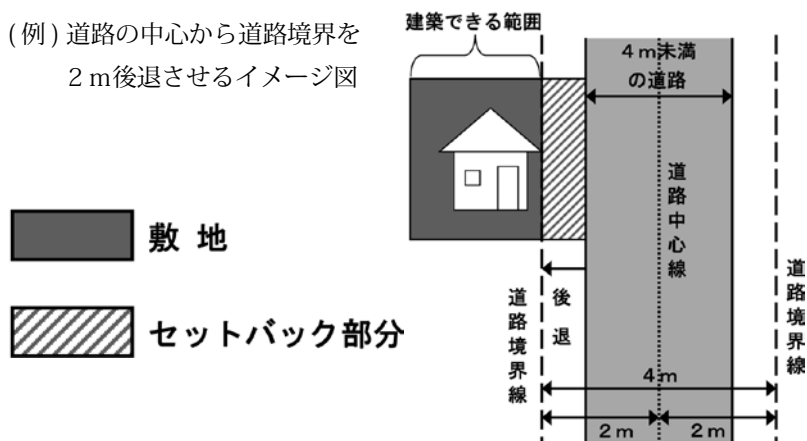
また、道路境界を後退させる際には、道路幅員が4m確保できるようにするため、既存の塀や擁壁を撤去・後退させる必要があります。

火災、自然災害、急病など、何かあったときに「あのとき道路を広げておけば…」ということにならないために、そして安全で安心して快適に暮らせる住環境をつくるため、みんなでの決まりを守りましょう。

都市計画区域に指定された時点とは

旧麻生町…昭和49年10月31日
 旧北浦町…平成3年6月1日
 旧玉造町…平成4年9月1日

（例）道路の中心から道路境界を2m後退させるイメージ図



建築物を建設される方へ

鹿行県民センター建築指導課
 ☎ 0291（33）4113

安全な建築物の最後の仕上げ「完了検査」

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなっています。この検査は、建築物の強度や避難等の基本的な性能が、建築基準法による関係規定に適合しているかを、法定の機関が現地で検査するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に、「完了検査申請書」を鹿行県民センター建築指導課、または民間の指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に発行される「検査済証」は、建築物の安全性等が確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

被災住宅復興支援のための

利子補給制度について

都市建設課（玉造庁舎）
 ☎ 0299（55）0111

東日本大震災による被害を受けた住宅等を復興するために必要な資金を借り入れて、一定の要件を満たす住宅を復興した場合に借入資金の支払い利息の一部を市が補給します。

【利子補給金限度額】

年利2.0%に相当する額（毎月の融資残高より算出する）

【利子補給対象融資限度額】

- ・住宅復旧のみ…640万円
- ・宅地復旧のみ…390万円
- ・住宅復旧および宅地復旧…1,030万円

【利子補給期間】

利子の支払い開始日から5年以内（ただし、無利子期間・利子支払猶予期間があるときは、当該期間を含めた5年以内）

【交付時期】 毎年1回（2月予定）

【対象】

- ・震災証明書で大規模半壊、半壊もしくは一部損壊と証明された被災住宅または復旧を必要とする被災宅地を所有する方（被災住宅を解体して、被災者生活再建支援金を受給する方を除く）
- ・市内の被災住宅の補修、建設もしくは購入および被災宅地の復旧を行う方
- ・住宅復興資金として、住宅金融支援機構、民間金融機関から貸付を受けた方
- ・市税および税外収入金を滞納していない方

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出

【申込締切】 平成26年3月31日（月）

わが家の耐震性を

確認しませんか

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

市では、既存木造住宅の耐震性を確認していただくための『耐震診断士派遣事業』を実施しますので、事業希望者を募集します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の被害程度を診断するものではありませんので、ご注意ください。



【診断概要】

茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

【申込締切】 平成25年8月30日（金）

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

【対象者】

「対象住宅」の所有者で、税の滞納の無い方

【募集件数】

5戸（先着順。定数に達した時点で

締め切り）

【調査費用】 無料

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出

【注意事項】 「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の補助について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

地震に強いまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

【申込締切】 平成25年8月30日（金）

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計および耐震

改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。

※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

【対象者】

・「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方

・市税および税外収入金を滞納していない方

【補助金の額】

・耐震改修設計費用の3分の1（限度額10万円）

・耐震改修工事費用の3分の1（限度額30万円）

【補助対象工事】

・耐震改修設計および耐震改修工事とし、平成25年12月20日（金）までに設計または施工が完了すること。

・市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出

【募集件数】

耐震改修設計・耐震改修工事ともに各6件（先着順。定数に達した時点で締め切り）

児童扶養手当

現況届のお知らせ

社会福祉課 子育て支援室（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

児童扶養手当の現況届受付について、次の日程で行います。現況届を提出しないと8月分（12月支給分）からの手当が支給になりません。通知は8月20日までに届く予定です。現況届の用紙は市役所にあります。

また、手当未申請で児童扶養手当対象者と思われる方は、お問い合わせください。

提出期間

8月20日（火）～8月30日（金）

（土曜・日曜を除く）

受付時間

○平日【3庁舎】

8時30分～12時・13時～17時15分

○夜間【玉造庁舎のみ】

8月28日（水）～8月30日（金）

17時15分～20時30分

（未申告の方は、夜間の受付ができません）

提出場所

玉造庁舎 社会福祉課 子育て支援室

麻生庁舎 総合窓口室

北浦庁舎 総合窓口室

児童扶養手当を受給している方へ

現況届提出に伴い、就労・生活・修学資金等の「悩み事相談窓口」を開設します。お気軽にお問い合わせください。

日時 8月28日（水）10時～15時

場所 玉造庁舎 相談室

問い合わせ

鹿行県民センター 県民福祉課

☎ 0291（33） 6264

介護保険料（65歳以上の方）本算定のお知らせ

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

■介護保険料（年額）は8月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月上旬に送付します。

（年額）		（仮徴収）			（本徴収・以降の納期に振り分け）
確定した 平成25年度保険料額	－	特別徴収 4・6・8月	=		10・12・2月の3回
		普通徴収 第1・2期			第3・4・5・6期の4回

■保険料の納め方

●特別徴収（年金からの天引き）

65歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額18万円（月額15,000円）以上受けている方・2カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

●普通徴収（納付書、口座振替による納付）

特別徴収にならない方

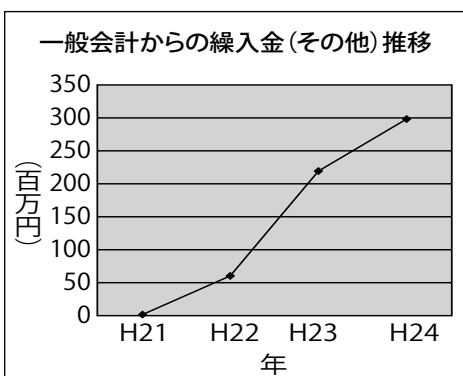
- ・年度の途中で65歳になられた方や転入された方、または年金が年額18万円（月額15,000円）未満の方など
- ・納付書により、市役所または市が定める金融機関で納めてください。納め忘れのないよう、口座振替をご利用ください。

●年度の途中で65歳になられた方や転入された方で、年金を年額18万円以上受けている方

- ・当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

■普通徴収の納期限（平成25年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月30日（火）	7月1日（月）	9月2日（月）	10月31日（木）	12月25日（水）	2月28日（金）



す。早急な国保財政の改善が望まれています。

国保の財政は医療費の増加などもあり、年々その深刻さを増しています。

果、税収の伸びが少ないことなどがあげられます。

これら原因としては、平成18年から国保税率を変更していないこと、その結果、税収の伸びが少ないことなどがあげられます。

国保の財政は医療費の増加などもあり、年々その深刻さを増しています。

す。早急な国保財政の改善が望まれています。

シリーズ 国民健康保険

国民健康保険の財政は・・・

このほど、市の国民健康保険の昨年度の財政の内容がまとまりました。国民健康保険特別会計は、全体では約52億円の規模でした。

歳入の主な内容を見ると、保険料収入が約12億円、国・県の補助金、共同事業交付金などが約33億円、市からの繰入金などが約5億6千万円などとなっています。一方、歳出をみると、医療費に係わる保険給付費が約31億円、後期高齢者支援金など、他制度への支出が約18億円などとなっています。

国民健康保険は、文字どおり保険の制度を利用して運用されるものです。いざというときに備え、みんなで拠出して備えるというもので、このために独立した特別会計という財政制度になっています。これは制度の中で収支が釣り合っていないと、市は国保会計では、国保税収入や国・県の支出の他に市の一般会計から繰入を行っています。この内容については、いくつかの区分けがありますが、昨年度の純然たる市からの繰入額は3億円となります。特別会計の本旨である独自会計の観点からみると、一般会計という他の会計からの繰入は会計として独り立ちしていないともいえます。また、この繰入額は年々増加しています。